

令和6年(ワ)第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢ほか2名

被告 国


原告第四準備書面


令和8(2026)年2月17日


東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中


原告ら訴訟代理人


弁護士(主任) 亀石 倫子 


同 水野 泰孝 

同 井桁 大介 

同 太田 こもも 

同 加藤 雄太郎 

同 谷口 太規 

同 戸田 善恭 

原告らは、本書面において、第4回口頭弁論期日における被告の対応を踏まえ、被告が主張するような「不当な行状」の拡張的な解釈は認められないことについて、「不当な行状」の拡張解釈、類推解釈、裁判長の主観的な判断等が許されない実質的な根拠として、二つの観点を追加的に説明する。

1 はじめに

原告らは、原告第三準備書面において、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーの着用が「不当な行状」に当たるとする被告の主張に詳細に反論した。その中で、被告の主張について、裁判所の中立性、公平性それ自体とは異なる「中立・公平らしさ」という観点を「不当な行状」該当性の中核的な考慮要素と位置付けているとの理解の下、そのような被告の解釈が裁判所法の条文、趣旨に照らして誤りであることを主張した。

また、「中立・公平らしさ」を考慮要素とすることにより、かえって裁判所の中立性、公平性それ自体が毀損されている点や、「本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーを、それぞれの期日で見た者がいたとして、どのような影響を受け、それが、『法廷において一般に守られるべき節度』とどう関係するのか、『法廷の威信と静粛で秩序正しい手続』をどのように妨げるのかといった、『不当な行状』の該当性判断において核心にあたる部分について被告は何ら主張・立証していない」点も指摘していた（原告第三準備書面19頁）。

これらの原告らの反論に対し、被告は、なんらの再反論を行わないという対応を採った。

被告の主張する「中立性、公平性」の意味が不明確であることは従前より指摘してきたことであるが（原告第一準備書面21頁以下）、以上の経過から、被告の主張は、もっぱら、裁判所の実質的な中立性、公平性とは異

なる「中立・公平らしさ」を、今回行使された法廷警察権の適法性の実質的な論拠とし、そのような「中立・公平らしさ」に何らかの影響が生じるのであれば広く「不当な行状」に該当する、という解釈を主張するものであると理解される。

以下、この理解を前提に、被告が主張するような「不当な行状」の拡張的な解釈は認められないことについて主張を整理する。原告らは、訴状において、「不当な行状」の拡張解釈、類推解釈、裁判長の主観的な判断等が許されない実質的な根拠として、傍聴の自由と弁護権の観点に言及していたが（訴状26頁以下）、本書面では、これらに加えて、(i)本件靴下等の着用が憲法13条により保護される行為であるという観点、(ii)裁判所の実質的な中立性、公平性それ自体と、「中立・公平らしさ」は区別されなければならないという観点について述べる。

2 本件靴下等の着用に対する憲法13条の保護

(1) 原告らの本件靴下等の着用行為が憲法13条により保障されること

原告鈴木にとって本件靴下を着用すること、原告清水にとって本件バッジ及び本件パーカーを着用すること、並びに原告小川にとって本件バッジを着用することは、いずれも憲法13条によって保障される自己決定権の行使として保護される。

服装や髪形の自由は、自己の個性を実現し人格を形成する自由として、憲法13条の保障する自己決定権の一内容をなすものと解されている（芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』（1994年、有斐閣）404、405頁）。

裁判例においても、「髪型を自己の意思や好みに従って選択し、決定することは、個々人の自己表現の一態様として各自が自由に決することができるのであって、個人の尊厳に係る権利として尊重されるべきものと解される」（名古屋地裁平成18年8月10日判決・判タ1240号203頁）と

判示されているほか、「個人の髪型は、個人の自尊心あるいは美的意識と分かちがたく結びつき、特定の髪型を強制することは、身体の一部に対する直接的な干渉となり、強制される者の自尊心を傷つける恐れがあるから、髪型決定の自由が個人の人格価値に直結することは明らかであり、個人が頭髪について髪型を自由に決定しうる権利は、個人が一定の重要な私的事柄について、公権力から干渉されることなく自ら決定することができる権利の一内容として憲法一三条により保障されている」（東京地裁平成3年6月21日判決・判タ764号107頁）、「個人のもつ蓄髪ないし調髪の自由に対して、国家は理由なくこれを制限することは許されないものといわなければならない」（東京地裁昭和38年7月29日判決・行集14巻7号1316頁）などと判示されている。

これらの裁判例が示すとおり、自己の外見に関する選択は、単なる嗜好の問題にとどまらず、自己のアイデンティティと密接に関わり、自己の個性を実現し人格を形成する行為であって、憲法13条による保護の対象となる。

現に、原告鈴木は、性的マイノリティの権利保障に関する研究者であり、支援者であり、かつ当事者でもある者として、自らのアイデンティティを確認するものとして、レインボー柄である本件靴下を着用していた（訴状13、14頁、甲2）。

また、原告清水は、長年にわたり袴田氏の支援団体の代表として支援活動に携わってきた者であり、その支援活動は原告清水にとって生活の一部となり、アイデンティティを構成するものとなっている。本件バッジ及び本件パーカーは、そのような原告清水の継続的な支援活動及び価値観を体现するものとして、日常的に身に付けてきたものである（訴状19、20頁、甲4）。

さらに、原告小川にとっても、約40年にわたり袴田弁護団の一員とし

て袴田氏の権利回復に関与してきたことは、一過性の活動ではなく、また無報酬で行われており経済的な活動でもない。原告小川にとって一種のライフワークを成すものであった。本件バッジの着用は、そのような原告小川の長年の活動を象徴する行為である（訴状21、22頁、甲6）。

これらの行為はいずれも、原告ら各人のアイデンティティと密接に関わる自己決定権の行使として、憲法13条の保護範囲に属する。

このことは、それぞれの法廷警察権を行使した裁判長において、当然に認識可能なことであった。

(2) 法廷警察権による自己決定権の制約の限界

憲法13条により保障される自己決定権の制約が許容されるためには、自己決定権を制約すべき具体的な必要性が存在することが求められる。とりわけ、自己のアイデンティティに深く結びついた自己決定を制限することは、人格への介入となるから、その正当化にあたっては、慎重な検討が不可欠である。

法廷警察権の行使における「不当な行状」の解釈においても、このような観点を踏まえ、憲法適合的に解釈される必要がある。

すなわち、裁判所の法廷は、裁判が公開で行われる公的空間であり、司法権が適正に行使されるためにあらゆる市民が監視することが当然に予定されているから、法廷内の傍聴人等は、原則、個々人の人格的自律に属する行為を制約されない。そして、個人が特定の衣服等を着用する行為は、上記(1)のとおり憲法13条が保障する自己決定権の一内容として保障される。

そうすると、法廷警察権の行使として、法廷において、特定の衣服等の着用を制限し、これを取り外さない限り入廷を拒否することには、憲法13条により保障される自己決定権、とりわけアイデンティティと深く結び

つく自己決定権を制約するだけの十分具体的な必要性が求められる。

本件の原告らは、本件各命令・処置を通じて、入廷禁止命令又は退廷命令を受けるか、アイデンティティと結びつく自己決定の制約を受忍するかという二者択一を迫られており、まさに法廷警察権による自己決定権の制約があった。

この点は「不当な行状」の解釈においても十分に考慮されなければならず、本件のように傍聴人の衣服等の着用を制限する場面で「不当な行状」の拡張的な解釈を認めることは、憲法13条との強い緊張関係を生じさせる。

3 裁判所の中立性、公平性それ自体と、「中立・公平らしさ」の差異

実質的な中立性、公平性それ自体が損なわれる可能性をもって「不当な行状」の考慮要素とすることの可否は措くとして、少なくとも、「中立・公平らしさ」を考慮することにより「不当な行状」該当性を認めるという被告が主張する解釈が誤りであることは既に述べたとおりである（原告第三準備書面23頁以下。）

その上で、仮に「中立・公平らしさ」のみを根拠に傍聴人や弁護人の服装等を規制する法廷警察権を行使することが許される特殊な場面があるとしても、その場合における裁判長の裁量は当然に限定される。なぜならば、本来、「中立・公平らしさ」は、裁判所の実質的な中立性、公平性それ自体とは異なる周辺的な価値・法益にすぎないからである。

例えば、裁判所の中立性、公平性に関わるものとして、除斥の制度があるが、当該制度においては、「中立・公平らしさ」は、裁判所の中立性、公平性それ自体の副次的な価値である¹。民事訴訟法23条は、中立性、公平

¹ 除斥・忌避・回避の制度趣旨の一般的な理解について、『新基本法コンメンタール民事訴訟法1』73頁〔松本明敏執筆部分〕参照。また、伊藤眞教授も、「裁判

性それ自体が損なわれる可能性が典型的に認められる場合を各号に列挙し、除斥の要件としている。ここでは、単に「中立・公平らしさ」が損なわれること又はその可能性に基づいて除斥の要件としているのではなく、まず除斥により中立性、公平性の毀損を予防し、その結果として、司法への信頼という意味での「中立・公平らしさ」も確保するという構造を採っている。このように、「中立性、公平性」に関する裁判手続上の各種の規制においては、通常、中立性、公平性それ自体の毀損を予防することが主眼にあり、副次的な効果として、「中立・公平らしさ」が確保されることも企図して、当該規制が設計されているのである。

他方、本件各命令・処置は、前記1のとおり、被告の主張によれば、中立性、公平性それ自体が損なわれることを理由とする法廷警察権の行使ではない。そして、本件各命令・処置は、(条件付)入廷禁止命令又は退廷命令を含むものであり、裁判の公開による審判の公正の保障(中立性、公平性それ自体)と逆行する要素を含んでいることは明らかである。それゆえ、本件で問われるのは、中立性、公平性それ自体を犠牲にしてでも外観としての「中立・公平らしさ」の確保を理由として、法廷警察権を行使することが許されるのかという点にある。加えて、「中立・公平らしさ」という概念が“隠れ蓑”的に用いられる危険性(原告第三準備書面24頁)に照らせば、本件では、中立性、公平性それ自体を根拠として法廷警察権を行使する場合よりも、精密な論証が要求されるといえる。

に対する当事者の信頼を確保し、また、国民に納得される裁判を行うためにも、事件との関係がある裁判官を裁判所の構成員から排除することが望ましい。」〔傍点原告代理人〕としており、中立性、公平性それ自体を守ることにより「中立・公平らしさ」も確保するという発想に立っている(伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』(有斐閣、2023年)109頁)。

4 「不当な行状」の正確な解釈

以上を踏まえると、まず、前記2のとおり、本件においては憲法13条に基づく自己決定権という重要性の高い対立利益が存在していることからすると、本件靴下等の着用が「不当な行状」に該当し、本件各命令・処置が法廷警察権の行使として適法といえるためには、法廷の秩序を乱し、司法権の適正な行使が損なわれる危険があり、その危険が単なる抽象的可能性にとどまらず、具体的に予見される場合でなければならない。そして、前記3のとおり、本件各命令・処置が、裁判所の中立性、公平性それ自体を犠牲にして「中立・公平らしさ」を確保することを目的としていることからすると、司法権の適正な行使が損なわれる危険があるといえるためには、法廷警察権の不行使によって司法に対する国民の信頼が毀損されるという弊害の程度が重大であると認められることを要する。

5 本件各命令・処置は「不当な行状」の要件を充足しないこと

(1)本件レインボー柄排除命令について

本件靴下は、レインボー柄は一部にすぎず、原告鈴木の下足にあることから他者の目を引くものではない。なんらかの団体の構成員として示し合わせて全員で同じ靴下を履いたと言った示威活動として行われたと言った事情も皆無である。したがって、「中立・公平らしくない」外観を形成する程度は皆無であったが、仮に被告の主張を踏まえても、被告としてもその程度が大きかったというものではなく、あったとしても極めて小さかったというもの以上のことは主張できていない。

対立集団が現に存在したわけでもないから、法廷警察権の不行使により、「結婚の自由をすべての人に」訴訟における原告側及びその支援者を、その対立集団より有利に扱っていると一般市民が考えると評価するような前提事情もない。そのため、法廷警察権の不行使によって中立性、公平

性の外観が毀損する可能性はなく、また、本件命令がなされたのが判決期日であったことからしても、これにより司法権の適正な行使が損なわれる危険もない。また、「結婚の自由をすべての人に」訴訟が社会的に注目されている状況では、判決期日において、原告の支援者が傍聴することも通常人において当然に予見される事象で、本件靴下のような特定の衣服等を着用した傍聴人がいるというだけで、他の傍聴人等が、すでに作成済みの判決の内容に関し、裁判所の中立性、公平性に疑問を抱くことはおよそ想定し得ない。

そうすると、本件靴下の着用に対する法廷警察権の不行使という事態が国民に知られたとして、司法への国民の信頼が毀損され、司法権の適正な行使が損なわれる具体的な危険があるということとはできない。

したがって、本件靴下の着用は「不当な行状」に当たらない。

(2)本件バッジ排除命令（清水）及び本件バッジ排除命令（小川）について

本件バッジに記載された文字、描かれた模様、及び本件バッジ自体は小さく、本件バッジが「中立・公平らしくない」外観を形成する程度は、本件靴下と同様全くないか、あるいは、あるとしても極めて小さい。対立集団が現に存在したわけでもないから、法廷警察権の不行使により、本件再審公判における被告人及びその支援者を、その対立集団より有利に扱っていると一般市民が考えると評価することは前提を欠く。そのため、法廷警察権の不行使によって、中立性、公平性の外観が毀損する可能性はなく、これにより司法権の適正な行使が損なわれる危険もない。また、本件再審公判が社会的に注目されている状況では、被告人の支援者が傍聴することや、弁護人が当該事件の支援活動の象徴となる物を着用することは当然に予見される事象であり、傍聴人や弁護人による本件バッジの着用という事実のみで、他の傍聴人等が裁判所の中立性、公平性に疑問を抱くことはお

よそ想定し得ない。

そうすると、本件バッジの着用に対する法廷警察権の不行使という事態が国民に知られたとして、司法への国民の信頼が大きく毀損され、司法権の適正な行使が損なわれる具体的な危険があるということとはできない。

したがって、本件バッジの着用は「不当な行状」に当たらない。

(3)本件パーカー文字排除処置について

本件パーカーの「HAKAMADA」の文字は背中側に位置し、裁判官席や当事者席からは見ることができず、また、文字も特に大きいわけではないから、本件パーカーが「中立・公平らしくない」外観を形成し得るとしても、その程度は極めて小さい。対立集団が現に存在したわけでもないから、法廷警察権の不行使により、本件再審公判における被告人及びその支援者を、その対立集団より有利に扱っていると一般市民が考えると評価することは前提を欠く。そのため、法廷警察権の不行使によって中立性、公平性の外観が毀損する可能性はなく、これにより司法権の適正な行使が損なわれる危険もない。また、本件再審公判が社会的に注目されている状況では、被告人の支援者が傍聴することは当然に予見される事象であり、本件パーカーを着用した傍聴人がいるという事実から、他の傍聴人等が裁判所の中立性、公平性に疑念を抱くことはおよそ想定し得ない。

そうすると、本件パーカーの着用に対する法廷警察権の不行使という事態が国民に知られたとして、司法への国民の信頼が大きく毀損され、司法権の適正な行使が損なわれる具体的な危険があるということとはできない。

したがって、本件パーカーの着用は「不当な行状」に当たらない。

以上